



〈撮影者：梶浦明裕弁護士 地名：富良野〉

暑中お見舞い申し上げます。

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本号では、堀田和宏弁護士が、改正された家族法の「養育費」に関して、

法定養育費、先取特権、強制執行手続の解説をいたします。

また、新森圭弁護士が、建物と居住者の「2つの老い」に直面しているマンション業界のマンション関係法の改正について解説いたします。

最後に、宮城海斗弁護士が、改正された「公益通報者保護法」の、規制強化と通報者の範囲の拡大について解説いたします。

改正家族法「養育費」について

弁護士 堀田 和宏



令和6年5月17日に民法等の一部を改正する法律が成立したことにより、本年4月1日より「改正家族法」が施行されています。

改正家族法では、離婚した父母の一方から他方に対して子の養育に充てる趣旨で支払われる金銭である養育費についての取り扱いが変更されています。

1 法定養育費の新設

改正前は、離婚した父母間に取り決めや家庭裁判所の手続きにより金額を取り決めておかなければ、養育費は権利として請求可能な状態とはならないため、相手方に請求をすることができませんでした。

これに対して、改正後は、民法766条の3第1項本文により、養育費の分担について父母が取り決めをすることなく協議離婚をした場合でも、離婚のときから引き続き子の監護をしている側が他の一方に対して、「法定養育費」の支払いを請求することができるものとされました。この法定養育費は、子の最低限度の生活を維持するために必要な金額として法務省令によって算定された金額であり、監護している子供1人当たり月額2万円と定められています。

これにより、金額的には十分なものとはいえないところではありますが、養育費の取り決めをしないまま離婚をせざるを得なかったような場合でも、当面の間の生活に充てるための最低限度の金額を請求することができるようになりました。

なお、法定養育費は、父母の協議により養育費について取り決めがされた日、養育費の分担につき裁判所の審判が確定した日、子が成年に達した日のいずれか早い日までの間に限り請求ができるものとされています。これは、法定養育費は、あくまで離婚後に当事者間の協議や裁判手続で定められるまでの暫定的、補充的なものとされていることによります。

他方で、改正民法766条の3第1項但書は、支払義務を負う者が法定養育費の支払能力を欠く場合などについては、全部または一部について支払いを拒むことができること、同条第3項では、家庭裁判所は養育費について定める際には、法定養育費の支払い義務を負う者の支払能力を考慮して、その全部や一部を免除したり、支払いを猶予することができるとしています。これは、法定養育費の金額が一定額とされており、当事者の個別的事情を考慮したものではないことから、支払義務者が現実

に払ができないこともありうるため、そのような場合には支払を拒絶することができるようにし、また、養育費が収入の額に見合わない過大なものにならないよう家庭裁判所が調整を行うことを想定したものです。

2 養育費に対する先取特権の付与

法定養育費を請求された側が、支払義務を負っているにも関わらずこれに応じない場合もありますが、改正民法308条の2は法定養育費を含む養育費の請求権の実効性を確保するために一般先取特権を付与するものとしています。

先取特権とは、民法等の定める特定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に先立って弁済を受ける権利であり、このうち債務者の総財産を対象とするものを一般先取特権といいます。

改正前は、養育費の支払義務を強制的に履行させるために民事執行を申し立てるにあたっては、裁判所の調停調書、審判書等が必要とされていたため、申立てを行うまでの手続的な負担が大きいとされていました。これに対して、改正民法では、一般先取特権に基づき、調停や審判を経ずとも養育費請求権について民事執行の手続を取ることができるようになりました。ただし、養育費について付与される一般先取特権は、法務省令の定めにより子供1人当たり月額8万円を上限とするものとされています。

先取特権は、当事者の合意が無くても法律の定める場合に発生する権利であるため限られた場合に例外的に認められているものですが、養育費は子の成長を支えるために重要なものであることに鑑み先取特権が付与する取り扱いがされたものと理解されています。

3 執行手続の改正

改正家族法と併せて民事執行法の改正も行われ、新たにワンストップ執行手続の方法で民事執行を行うことができるようになりました。

これまでは、養育費を請求する権利を有しているが、相手方の勤務先が分からない場合、まず、別の事件として扱われる財産開示手続や給与債権にかかる情報取得手続等により相手方の収入に関する情報を得たうえで、改めて民事執行の申し立てをしなければなりませんでした。これに対して、ワンストップ執行手続は、相手方の財産調査とそれによって判明した給与債権の差押を1回の申立てで連続的に行うことができるものとして申立手続の負担を軽減するものとなっています。この申立は、養育費についての判決、調停及び審判調書だけでなく、先取特権に基づいても行うことが可能となっています。

かねてから養育費の支払いを確保することが難しいといわれていたところですが、このたびの民法改正により改善が期待されるところです。

マンション関係法改正

弁護士 新森 圭



今回は、令和8年4月1日に施行されたマンション関係法の改正について解説します。

本改正は、建物と居住者の「2つの老い」に直面しているマンション業界において、管理と再生の両面で合意形成の円滑化を目指した重要な改正です。

1 管理の円滑化

所在不明者や無関心層により決議が滞ることが問題でしたが、裁判所が認定した所在不明者を集会の決議の母数から除外する制度が創設されました。また、区分所有権の処分を伴わない修繕等の事項について、集会決議の要件が緩和されて「出席者の多数決」による決議が可能となり、実質的な反対票となっていた欠席者の影響を排除できるようになりました。さらに、いわゆるゴミ屋敷などの管理不全住戸や所有者不明の住戸について、裁判

所が管理人を選任して適切な管理を行わせるマンション等に特化した財産管理制度も導入されています。

2 再生の円滑化

従来の建替え以外に、「一棟リノベーション（建物の更新）」や「建物・敷地の一括売却」といった多様な再生手法が創設され、より柔軟に再生を実現することが可能となっています。また、建物が耐震基準、耐火基準等に適合していない場合には、集会決議の要件が4/5から3/4に緩和され、大規模災害時の被災マンションではさらに2/3まで引き下げられています。

3 その他

この他にも、管理業者が管理組合の管理者を兼ねる場合の利益相反防止措置が強化され、悪質な管理業者への対策がなされていることや、都道府県知事等の権限の強化による危険なマンションへの対応など、行政による働きかけが期待されていることも見逃せない内容です。

今回の改正は、管理組合の運営や将来の再生計画に大きな影響を及ぼします。マンションにお住まいの方や関係のある方は規約や計画などを見直してみてもいいでしょうか。

公益通報者保護法改正

弁護士 宮城 海斗



昨年6月11日に改正された公益通報者保護法が本年12月1日から施行となりますので、対応に注意しましょう。以下が改正内容の概要になります。

1 体制整備の徹底と実効性の向上

従業員が301人以上の事業者については、従来から公益通報対応業務従事者の設置義務があり、助言・勧告の対象とされていましたが、今回の改正では、助言・勧告に従わない事業者は命令の対象となり、命令に従わない場合には刑事罰の対象となることとなりました。

また、従来から違反事業者は報告徴収の対象とされていましたが、今回の改正により、消費者庁が立入検査ができるようになり、報告懈怠・虚偽報告・検査拒否は刑事罰の対象となりました。

この他、整備した体制を周知することも新たに義務付けられました。

なお、従業員数が300人以下の事業者については、内部通報体制の整備等は努力義務とされています。

2 通報者の範囲拡大

従来は、事業者が自社で雇用する労働者、派遣労働者、下請事業者の雇用する労働者と、過去1年以内にこれらの者に該当していた者が通報者とされていましたが、今回の改正では、フリーランス（1年以内に委託関係が終了している者も含む）にも通報者が拡大されました。

3 その他

その他、正当な理由なく、公益通報を妨げる行為をすること、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることは禁止と明記されました。

また、今回の改正では、通報後1年以内の解雇・不利益取扱いが公益通報を理由としてなされたものと推定されることになりましたので、事業者において公益通報以外を理由とする解雇・不利益取扱いであることを立証する必要があります。

また、公益通報を理由として解雇・懲戒処分をした場合には、当該解雇・懲戒処分を行った者と法人の両者が刑罰の対象とされました。

近況報告



弁護士 古川 史高

月山弁護士が、3月に事務所を退所し、出身の和歌山に戻り、お父様が所長を務める月山綜合法律事務所へ所属しました。5年余の東京での活動を糧に、大いに羽ばたいてくれるものと期待しています。



弁護士 笹浪 雅義

AIは、丸投げせず鵜呑みにせず、個人情報に気を付けて使えば頼もしい相棒です。仕事の文書作成だけでなく、旅行の相談や「早くお風呂に入るには?」といった日常の疑問にも応えてくれます。



弁護士 岩田 修

昨年5月より、人に自慢すると挫折する運動を、人に自慢せず、季節の良いときはジョギング・ウォーキング、暑い日、寒い日はジム通いと、何とか1年続けました。これからも何とか続けようと思います。



弁護士 近森 章宏

今年の10月1日に労働施策総合推進法が改正され、労働者を雇用する全ての事業者において、カスタマーハラスメント(カスハラ) 対策を講じることが義務化されますので、ご注意ください。



弁護士 川原 奈緒子

4月より、1年間の任期で、弁護士会の監事業務に従事しています。新たな気づきや出会いに恵まれ、再び「新人」の気持ちで頑張っております。



弁護士 新森 圭

前号で触れたマンション管理士試験ですが、何とか合格することができました(管理業務主任者試験も)。というわけで特集ではマンション関係法改正について書いています。



弁護士 宮城 海斗

本年4月で弁護士登録5年目となりました。これまでの4年間を振り返ると様々な経験をできたように思います。今後も研鑽を積んでより良い弁護士になれるように頑張ります。



弁護士 鈴木 皓大

今年3月に当事務所に入所し、弁護士としての第一歩を踏み出しました。お客様の抱える悩みに寄り添いながら、解消に向け精一杯尽力致します。何卒宜しくお願い致します。



弁護士 伊豆 隆義

2月に当事務所の先生方と住宅のリースバック取引についての図書を出しました。7月に、再び当事務所の先生方と東京メトロポリタン税理士事務所とで空き家に関する実務書を刊行しました。



弁護士 工藤 研

我が家の老タイプー、6月末でなんと17歳になりました。糖尿病のインスリン注射、認知症の徘徊に加えて、今度はてんかん発作まで出てくる始末で、介護に振り回される毎日が続いています。



弁護士 梶浦 明裕

PRP皮膚再生療法に関する第1次提訴を行い第2次提訴も予定しています。被害救済を図ると共にリスクやデメリットの説明が不十分な美容医療に警鐘を鳴らしたいと思います。



弁護士 堀田 和宏

最近、疲れが取れにくくなったような気がしまして、店頭で見かけたリカバリーウェアを購入してみました。効果は何ともわかりませんが、寝つきはよくなった気がします。



弁護士 工藤 杏平

本年5月21日から民事訴訟手続のデジタル化が開始しました。また、世の中のあらゆる場面でAIの話題を聞くようになりました。時代の流れに乗りつつ、変わるべきところ、変えてはいけないことを模索していきたいと思います。



弁護士 古郡 賢大

今年度より日本弁護士連合会の常務理事に就任いたしました。理事会で討議される政策課題等についても知見を深め、その学びを実務にも活かして参ります。



弁護士 小島 大樹

このところミニマリストに憧れ、休日ごとに家の物を処分しております。物が一つ減るたび心まで軽くなるようで、何も無い部屋をしみじみ眺めるのが、近頃の密かな贅沢です。



客員弁護士 渥美 三奈子

原油から採るナフサを加工してポリエステルが出来ると知ったのは、ポリエステル製の服の高騰に直面した今。中東由来のナフサの高騰が極東の日本に影響するとは!グローバル化を実感しました。

事務局便り

今年4月、気象庁が最高気温40℃以上の日の名称を「酷暑日」とすることを発表しました。今夏は全国各地で酷暑日の観測が見込まれています。皆様どうぞご自愛ください。(RI)